

【要望事項 12】市域内におけるバス運賃の格差是正について

要 旨

本市においては、現在、主に長崎県交通局（以下「県営バス」という。）及び長崎自動車㈱（以下「長崎バス」という。）の2事業者によって路線バスが運行されておりますが、両者のキロ当りの運賃を比較した場合、県営バスが長崎バスに対して4割程度高くなっており、市域内におけるバス運賃に大きな格差が生じております。

よって、これを是正するため、県営バスの運賃値下げについて、格別のご配慮をお願いいたします。

理 由

格差是正に係る県営バスの運賃値下げにつきましては、これまで幾度となく、沿線住民の方々からの要望や市議会からの指摘を受けております。特に、県営バスのみが運行している東長崎方面のバス利用者にとりましては、長崎バスが運行している他の地区と比べ、通勤・通学をはじめ、通院や買物等の際の交通費の負担が大きく、地区住民はバス運賃の値下げや、その他定期券の割引等の実施を強く要望しております。

県営バスにおきましては、通勤・通学定期券では高い割引率を設定するなど、一定の努力をされているところではありますが、未だ抜本的な運賃格差の解消までには至っておりません。よって、基準賃率の格差是正に向けた更なる経営努力を行っていただくよう特段のご配慮をお願いするものです。

(参考) 基準賃率 : 各バス事業者の経営状況により、国土交通省の認可を受けた額で、1キロメートルあたりの運賃額をいう。

事業者	長崎バス	県営バス
基準賃率	21.50 円	31.50 円